

第1章 総則

この章のポイント

1. どの条文も、書いて覚える。
2. 労働基準法の学習は試験勉強のスタートとゴール。
3. 常に「労働者保護」を考えると問題が解ける。

例題 *1

() の中に入る言葉は？「労働条件は、労働者が()生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない[19選]」
答え……人たるに値する

1. 労働条件の原則 (法1条) *1 *2

- ① 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。[19選]
- ② この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。[18択]

例題 *2

この法律で定める労働条件の基準は(A)であるから、労働関係の当事者は、(B)を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。
答え……A. 最低のもの B. この基準

(1) 労働基準法は、全科目のヒントになる

労働基準法の勉強は、この法1条から始まります。労働基準法は、社労士試験の勉強の第一歩であると同時に、最後に帰ってくる場所でもあります。全科目の勉強をしていると、「労働基準法ではどうだったかな？」と気になることが増えてきます。また、労働基準法の勉強をしていると、いろいろな法律の名前が出てきますから、そのページも気になります。特に、一般常識は、労働基準法の勉強をしながら、何度も用語の確認をしたくなってくるはずですよ。そうすると自然に、一般常識の勉強も進んでいきます。

勉強中に迷ったり悩んだりしたときは、労働基準法に戻ってみてください。考え方の中心が分かり、すっきりすると思います。労働基準法1条は、そのような法律の最初のひと言ですから、どんなに重要な条文なのかが分かりますね。


◆学習を進めていく上での指針にさせていただくため、この章で理解し、覚えるべきポイントをまとめています。


◆本文のどこに関連する事項かが分かるように、相互に数字をつけています。


◆出題年度を各項目別に表示し、効果的に学習できるようにしています。

◆本文の両サイドには注釈を掲載しています。主な各マーク(アイコン)の意味は以下の通りです。

 **ポイント** 重要ポイントとなる条文・規定・考え方等を載せています。

 **過去問** 過去の試験で出題された問題を出題年度とともに掲載しています。

 **例題** 本文中の解説の理解度をチェックする例題を数多く掲載しています。

 **参考** 基礎レベルより一歩進んだ重要かつ注意すべき事項などを掲載しています。

 **通達** 重要通達や関連通達などを紹介しています。

第1章 総則

この章のポイント

1. どの条文も、書いて覚える。
2. 労働基準法の学習は試験勉強のスタートとゴール。
3. 常に「労働者保護」を考えると問題が解ける。

例題 *1

()の中に入る言葉は？「労働条件は、労働者が()生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」
 答え……人たるに値する

例題 *2

この法律で定める労働条件の基準は(A)であるから、労働関係の当事者は、(B)を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。
 答え……A. 最低のもの B. この基準

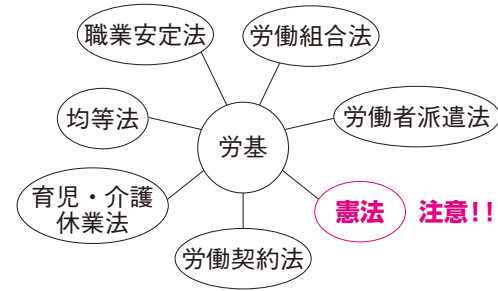
1. 労働条件の原則 (法1条) *1 *2

- ① 労働条件は、労働者が**人たるに値する生活**を営むための必要を充たすべきものでなければならない。 **19選**
- ② この法律で定める労働条件の基準は**最低のもの**であるから、労働関係の当事者は、**この基準を理由として**労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。 **18択**

(1) 労働基準法は、全科目のヒントになる

労働基準法の勉強は、この法1条から始まります。労働基準法は、社労士試験の勉強の第一歩であると同時に、最後に帰ってくる場所でもあります。全科目の勉強をしていると、「労働基準法ではどうだったかな？」と気になることが増えてきます。また、労働基準法の勉強をしていると、いろいろな法律の名前が出てきますから、そのページも気になります。特に、一般常識は、労働基準法の勉強をしながら、何度も何度も用語の確認をしたくなってくるはずですよ。そうすると自然に、一般常識の勉強も進んでいきます。

勉強中に迷ったり悩んだりしたときは、労働基準法に戻ってみてください。考え方の中心が分かり、すっきりすると思います。労働基準法1条は、そのような法律の最初のひと言ですから、どんなに重要な条文なのかが分かりますね。



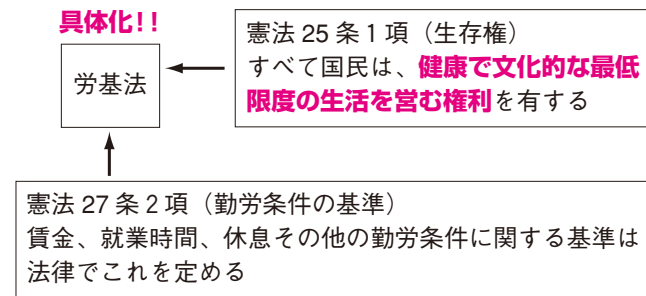
(2) 「人たるに値する生活」とは? *3 *4

この言葉は、選択式で問われたら、選択肢を見なくても書けるぐらい、完全に覚えてください。第1章で取り上げる条文は、どれも重要で、そのまま選択式に出る可能性があります。「書いて覚える」という習慣をつけましょう。ほかの科目でも、目的条文は常に選択式の最有力候補です。

どの科目でも、問題を解く鍵は「法律の趣旨」です。法律の趣旨は、必ず、目的条文に表れています。

労働基準法の目的は、**憲法25条1項**が求めているものを、具体的に実現していくことです。

また、労働基準法は、**憲法27条2項**の**勤労条件の基準**を具体化した法律でもあります。



憲法には、さまざまなことが決められているように見えますが、具体的な内容については、別に法律を作り、そちらの

通達 *3

労働者に人格として価値ある生活を営む必要を充たすべき労働条件の保障を宣明し、本法各解釈の基本観念を為す(昭22. 9. 13発基17号)。これは、生き生きと暮らせるための労働条件、というイメージが伝わりやすいので、ご紹介いたします。

通達 *4

人たるに値する生活とは、その時その社会の一般通念による標準家族の生活をも含む(昭22. 9. 13発基17号、昭22. 11. 27発基401号)。